

要支援者に対する介護保険サービスの継続を求める意見書

平成12年、要介護状態となっても尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係わる給付を行うことを目的に介護保険制度が創設されました。

国の高齢化率は上昇の一途をたどり、独居や高齢者世帯の増加に伴いその役割はますます大きくなっています。国民一人一人がその人らしくその人生を全うするためには、健康状態の維持は誰もが望むものですが、加齢に伴って生ずる心身の変化を止めることは現時点において不可能なことであり、介護保険制度は現在の日本社会にとって必要不可欠な制度であることは言うまでもありません。

ところが平成25年4月22日、社会保障制度改革国民会議において「(要介護度が)軽度の高齢者は見守り・配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPO等を活用し柔軟・効率的に実施すべき。」と議論の整理が行われました。

介護保険法に明文化されているように要支援者は現に介護を必要とする「要介護状態等」におかれている人であって、将来介護が必要となる介護予備軍ではありません。また軽度の高齢者は見守り・配食等の生活支援が中心であるとする前提は、いまだ根拠が不明瞭なものであり、これからの調査検討を加えたうえで再度議論を行うべきです。

よって要支援者に対する介護給付は今まで通り保険給付で行うことを国に対して強く求めます。

記

- 1、これまで同様に国の責任において、要支援者に対して介護給付を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。